

# 入札要領

熊取町住民部住民課住民グループ

## 1 入札書の作成について

入札書は、次の各号に掲げる事項に留意して、作成すること。なお、鉛筆等訂正容易な筆記具を用いて記入してはならない。

### (1) 入札金額欄

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を1枠に1字ずつ記入し、金額の前に「¥」をつけること。

### (2) 日付

記入する日付は、入札執行（開札）日を記載すること（郵便局への差出日や配達指定日ではないので注意すること）。※件名と併せて記入済み

### (3) 住所・氏名欄

熊取町に登録したとおりに、事業所の所在地、商号又は名称、代表者又は受任者職氏名を記入し、あらかじめ本町へ届け出ている印判（以下「届出印」という。）を押印すること。

### (4) 誤記の訂正

誤記部分に＝を引き、訂正印（届出印）を押印したうえで、正しく書き直すこと。ただし、入札金額欄はいかなる訂正も認めないので、事前に配付した入札書原本の写しを用いるか、住民課住民グループに新しい入札書を請求すること。

## 2 入札について

入札は郵便入札とする。

### (1) 送付書類

入札書および熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書

### (2) 郵送方法

入札書及び熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書を1つの指定封筒に入れ、裏に入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号を記入し、届出印（指名業者のみで可）により2箇所封かん（割印）したうえで「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」にて送付すること（別紙見本のとおり）。これら以外の方法（担当課へ持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、ファックス、電子メール等）での提出は無効となる。※指定封筒は別添封筒見本のデータを貼付または印字して作成すること。

なお、郵送に係る費用については、入札者負担とする。

### (3) 入札書到着期限

令和8年6月30日（火）17時00分

期限までに到着しない場合は辞退とする。

天災その他やむを得ない事由が生じた場合は、当該入札関係書類の郵送を延期し、又は取りやめることができるものとする。

### (4) 入札書送付先等

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取町役場住民部住民課住民グループ

電話 072-452-6040（直通）

### (5) 一度郵送した入札書は、書換え又は引換えすることができないものとする。

## 3 入札保証金について

免除

## 4 入札辞退について

参加業者は、開札までの間は別紙辞退届により入札を辞退することができる。辞退届については、任意の封筒を用いて、「普通郵便」で送付することができる。この場合、必ず封筒の表面に『**辞退届在中**』と朱書きしておくこと。ただし、入札に要した費用は、返却しないものとする。

また、町が一度受理した辞退届は撤回できないものとする。

## 5 開札について

開札については、以下のとおりとする。

### (1) 開札日時

令和8年7月1日(水) 15時00分

### (2) 開札場所

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取町役場東館2階会議室

### (3) 立会いについて

入札者又は代理人が立ち会うことができる。ただし、代理人の場合は、当日、別紙委任状の提出を必要とする。

なお、立会いは1者1人とする。

### (4) 最低入札価格が2者以上の場合について

2者以上の場合、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。ただし、当該入札者が開札に立ち会っていない場合、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

### (5) 入札執行回数は、1回とする。

(6) 入札参加者等が、開札に関し妨害もしくは不正な行為を行った場合、又は行うおそれがあると認めるときは、その者の開札及び立会いを拒否する場合がある。

## 6 入札の無効について

契約規則(平成14年規則第12号)第13条各号及び次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 一般書留及び簡易書留以外の方法で提出されたとき。

(2) 入札関係書類として送付した、指定の封筒をもって入札書が提出されなかったとき。

(3) 入札書封筒に、入札日等が記載されていないとき及び届出印による2箇所の封かんがないとき。

(4) 入札書に入札日等が記載されていないとき。

(5) 指定の入札書で提出されなかったとき。

(6) 入札書封筒と入札書記載の入札日等が相違しているとき。

(7) その他入札要領の入札条件に違反したとき。

## 7 入札の失格について

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 予定価格を超える価格の入札書を提出した者。

(2) 各経費で上限価格の設定がある場合において、上限価格を超える価格の経費を提出した者。

(3) 最低制限価格を設定している場合において、その価格未満の金額の入札書を提出した者。

(4) 開札に関し、妨害もしくは不正な行為を行った場合、又は行うおそれがあると認める者。

## 8 入札結果の公表について

本物品の入札結果については、熊取町役場住民情報コーナーにて公表するものとする。ただし、公表までの間は、一切の問い合わせに応じないものとする。

## 9 契約の締結について

契約の相手方が決定次第、本町が契約書を作成する。落札者は契約書を受領した際には遅滞なく記名押印し、これを提出しなければならない。

契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

## 10 契約金額について

契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額とする。ただし、端数は、円未満切捨てとする。

なお、契約代金の支払いは請求書受領後30日以内とする。

## 11 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額。ただし、契約規則第30条により免除するものを除く。